

○建築士法第十五条第三号の規定により、同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定（昭和45年4月21日告示第253号）

建築士法第十五条第三号の規定により、同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定

昭和四十五年四月二十一日
告示第二百五十三号

改正 昭和四六年 五月 四日告示第四一六号 昭和四八年 四月一〇日告示第三一三号
昭和四九年 四月二三日告示第四〇〇号 昭和六一年 六月二四日告示第五五七号
昭和六二年 五月 六日告示第四四二号 平成 元年 六月一六日告示第六二六号
平成 四年 四月 三日告示第三四二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第三号の規定により、同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次の通り定め、昭和二十六年千葉県告示第五百五十七号（建築士法第十五条第三号の規定により、同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定）は、廃止する。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学において、経営工学（建築専攻に限る。）、建築設備工学、構造工学、住居学、環境工学、環境設計学若しくは建設工学の課程を修めて卒業した者又は経営工学（土木専攻に限る。）の課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 学校教育法に規定する大学において、都市工学、衛生工学、交通土木工学、建設基礎工学又は社会工学の課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 三 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）において、農業工学、農林工学、農業土木又は農林土木の課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 四 学校教育法に規定する大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において工芸、木材工芸、室内工芸若しくは工業経営（建設、機械）、機械、造船、航空又はデザイン、産業デザイン、工業デザイン、工芸デザイン若しくは工芸図案に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者
- 五 学校教育法に規定する短期大学において、農業工学、農林工学、農業土木又は農林土木の課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者
- 六 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による廃止前の国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）に規定する国立工業教員養成所又は実業学校教員養成規程（大正四年文部省令第七号）に規定する修業年限三年以上の官立実業学校教員養成所において建築学科若しくは建築科の課程を修めて卒業した者又はこれらの養成所において土木工学科若しくは土木科の課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 七 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条に規定する職業訓練大学校において、長期指導員訓練課程若しくは長期課程の建築科の課程又は長期課程の建築工学科の課程を修めて卒業した者
- 八 職業能力開発促進法第十六条に規定する職業訓練短期大学校において、特別高等訓練課程、専門訓練課程若しくは専門課程の建築科の課程又は専門課程の建設科の課程を修めて卒業した者
- 九 日本国有鉄道組織規程（昭和三十二年日本国有鉄道公示第一号）による廃止前の日本国有鉄道組織規程（昭和三十二年日本国有鉄道公示第一号）第四十八条に規定する中央鉄道学園において、大学課程建築科の課程を修めて卒業した者
- 十 学校教育法に規定する高等学校において、設備工業に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者
- 十一 学校教育法に規定する高等学校において、農業土木、農林土木、農業工学若しくは農林工学又は工芸、木材工芸、室内工芸若しくは工業経営（建設、機械）機械、造船、航空又はデザイン、産

業デザイン、工業デザイン、工芸デザイン若しくは工芸図案に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者

十二 次の表の教育機関の欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法第十六条に規定する公共職業訓練施設における職業訓練及び同法第二十四条による認定職業訓練並びに職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）に規定する専修職業訓練校及び高等職業訓練校における職業訓練のうち訓練科目の欄に掲げる訓練科目を訓練期間の欄に掲げる期間修了した後、建築に関して実務経験年数の欄に掲げる年数以上の実務の経験を有する者（八に掲げる者を除く。）

| 教育機関 | 訓練科目 | 訓練期間（年） | 実務経験年数 |
|--------------|-----------------------|---------|--------|
| 学校教育法による高等学校 | 建築、建築製図、ブロック建築、プレハブ建築 | 2 | 2 |
| | | 1 | 3 |
| 学校教育法による中学校 | 建築、建築製図、ブロック建築、プレハブ建築 | 3 | 3 |
| | | 2 | 4 |
| | | 1 | 5 |

十三 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十七条に規定する防衛大学校において、土木工学教室の課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者

十四 その他経歴審査によつて前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者